

【政務活動費の支給先と対象経費について】

○全国市議会議長会 （平成 28 年 3 月 18 日確認事項）

- ・ 交付が「会派」への支給である以上、経費の充当範囲は「会派が行う活動」とされるのが当然と考えられ、この条例規定に問題はない。
- ・ 会派制(所属議員が 1 人の場合を含む)であって、会派内の合意形成を得ているならば、個々の議員が報告会や広報紙等の発行など、広報広聴活動を行っても、視察や研修を個人が行うことと同様で政務活動としての支出は、認められるものと考えられる。
- ・ 仮に条例で、経費の充当範囲が「会派が行う活動」となっており「議員個々が行う活動」に用途制限があるという解釈をするのであれば、交付対象に「議員」を加える必要がある。